

「ユニバーサルサービス制度の在り方について」
の検討状況について

【平成20年4月22日付け情報通信審議会諮問第1208号】

平成20年9月30日
ユニバーサルサービス政策委員会

1 ユニバーサルサービス制度の仕組み

① ユニバーサルサービスとは

あまねく日本全国で提供されるべきサービス(あまねく電話)

☞ NTT東西の**加入電話(基本料)**、**公衆電話**、**緊急通報**が該当

② ユニバーサルサービス制度

地域通信市場、とりわけ都市部等の採算地域における競争の進展により、従前のようにNTT東西だけで日本全国の電話網の維持コストを負担するのは困難。



ユニバーサルサービス設備と接続等を行うことにより受益している電気通信事業者も応分の負担

(携帯電話事業者、固定電話事業者、IP電話事業者)

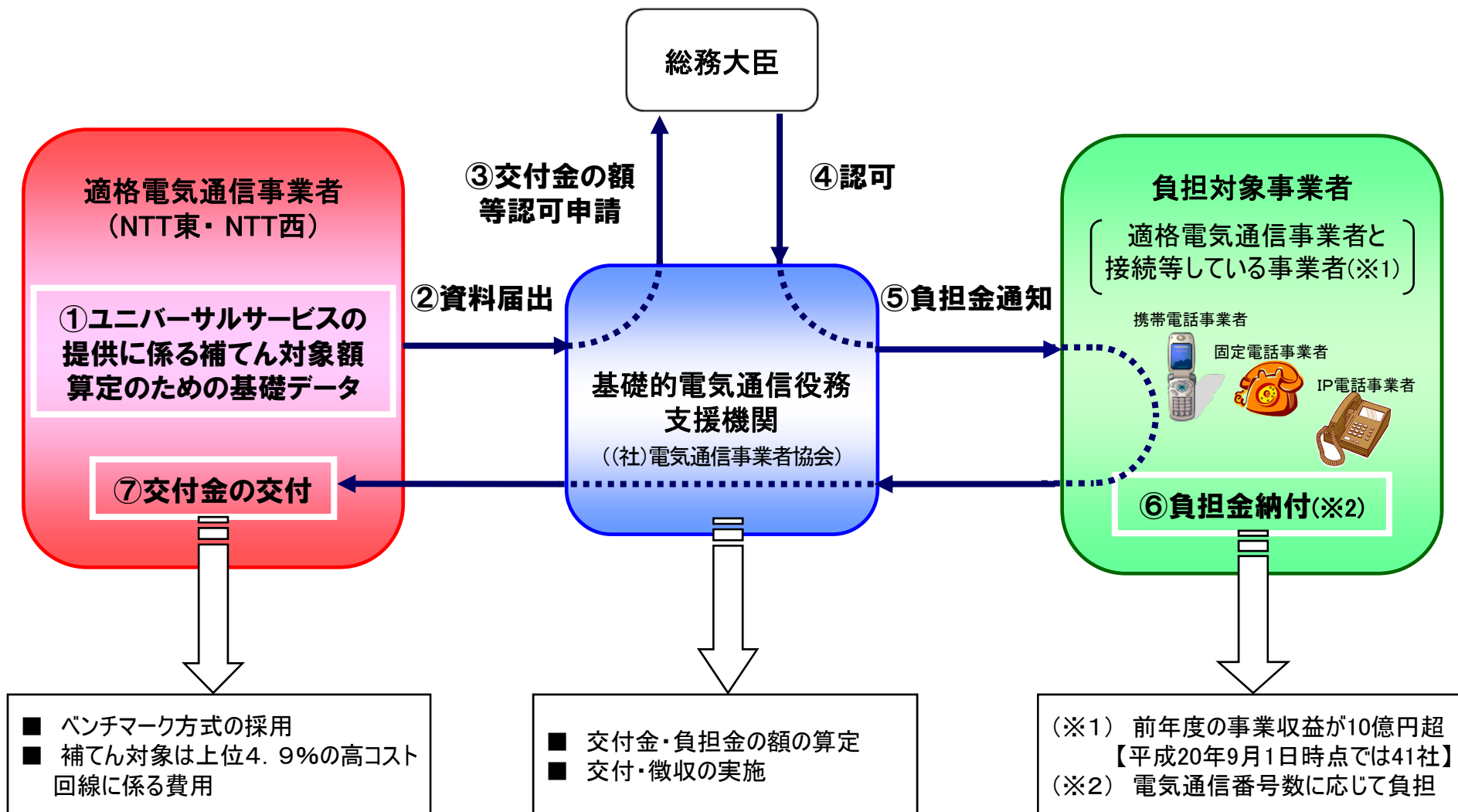
2 ユニバーサルサービス制度の現状

- 平成18年度から制度が本格的に稼働
- 前年度のユニバーサルサービス収支に基づき、NTT東西への補てん対象額を算定
- 約40社が電気通信番号数に応じて負担金を負担

認可年度	平成18年度	平成19年度
補てん対象額	153億円	136億円
番号単価	7円/月・番号	6円/月・番号

ユニバーサルサービス制度の仕組み

適格電気通信事業者のユニバーサルサービス提供設備と接続等により受益している他の電気通信事業者も
 応分のコスト負担を行う仕組み = 電気通信事業者同士で負担する制度



検討背景

新競争促進プログラム2010（平成18年9月公表）（平成19年10月改定）

(7) ユニバーサルサービス制度の見直し

国民生活に不可欠な電気通信サービスである固定電話サービスが全国あまねく提供されることを確保するユニバーサルサービス制度について、ブロードバンドサービスの普及など市場実態が大きく変化していく中、段階的にその見直しを図る必要がある。

このため、「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書を07年中に取りまとめるとともに、**これを踏まえ、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、08年4月を目途に情報通信審議会に諮問し、同審議会における審議を経て、08年中に一定の結論を得る。**

また、2010年度にブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るという政府方針の進捗等を踏まえつつ、本格的なIP網への移行を念頭に置いた制度見直しに係る検討を行い、可能な限り速やかに所要の制度整備を行う。

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第33号）附則

（検討）

4 総務大臣は、**この省令の施行後三年を目途として、新施行規則及び新算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。**

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令 答申（抜粋）（平成19年9月20日）

3 今後のユニバーサルサービス制度の見直し

(1) 現在のユニバーサルサービス制度を取り巻く市場環境は急速かつ大幅に変化しており、回線交換網からIP網への移行が顕著である。今次補てん対象額の算定方式の見直しは、こうした市場環境の変化を主因とするものであるが、今後とも市場環境の変化が継続することを勘案すると、**ユニバーサルサービス制度自体についても早急な見直しが必要であり、これを平成20年より行うことが適当**と考えられる。

平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申（抜粋）（平成19年9月20日）

エ き線点RT-GC間伝送路に係るコストの負担方法の見直し

このように、き線点RT-GC間伝送路費用は、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入し、NTT東西の利用部門を含む接続事業者が公平に負担するという形にすることもやむを得ない。

しかし、この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。このため、PSTNからIP網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、**利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ**、早急な検討を行うことが望ましいことから、**平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当**である。

ユニバーサルサービス制度の見直しの論点

I 2009～2011年度（H21～23年度）のユニバーサルサービス制度の見直しについて

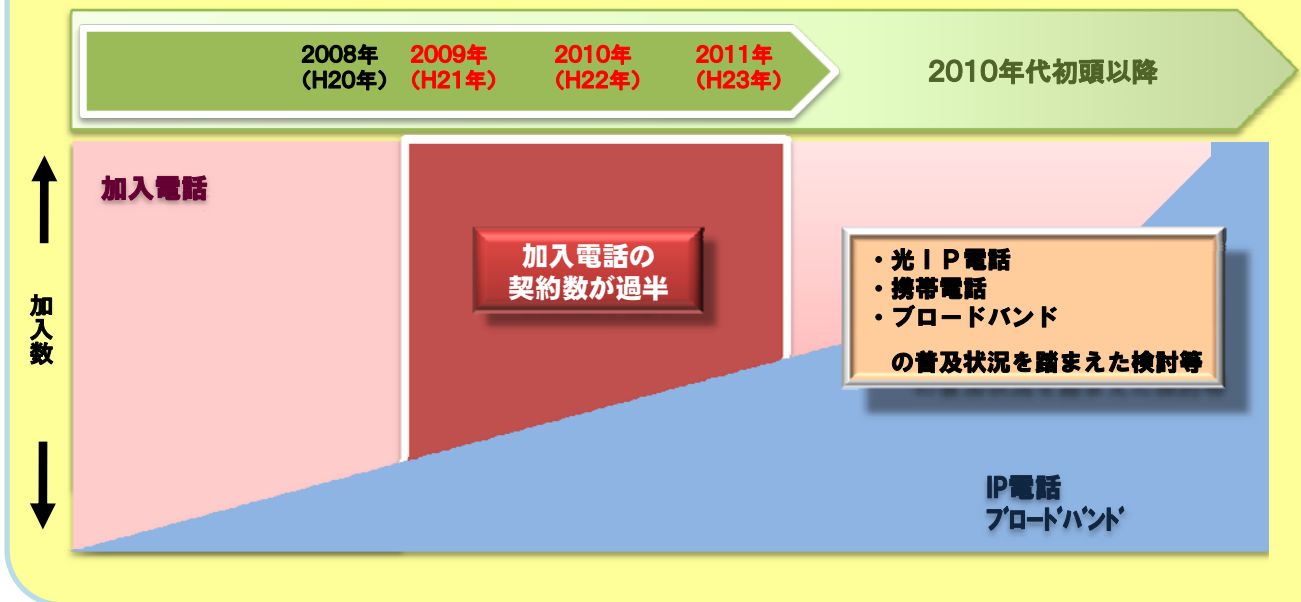
① ユニバーサルサービスの範囲等

- 加入電話の加入者が過半と想定される、2010年代初頭への加入電話の取扱い
- 屋外における通信手段が多様化する中、第一種公衆電話の必要性等の変化

② コストの算定方法

- 市場環境変化等を踏まえた、加入電話、第一種公衆電話、緊急通報のコストの算定方法の見直し
 - ・加入電話について、都市部の加入電話契約者が減少し、その結果、補てん額が減少することについての考え方
 - ・公衆電話、緊急通報についての補てんの在り方
- 利用者負担を抑制する観点からのコスト算定方法の考え方
- 接続料との関係

<ユニバーサルサービス制度見直しの対象年次>



③ コストの負担方法

- コストの負担方法(拠出方法)の見直し
- 利用者転嫁
- コスト負担事業者の範囲の見直し

④ その他

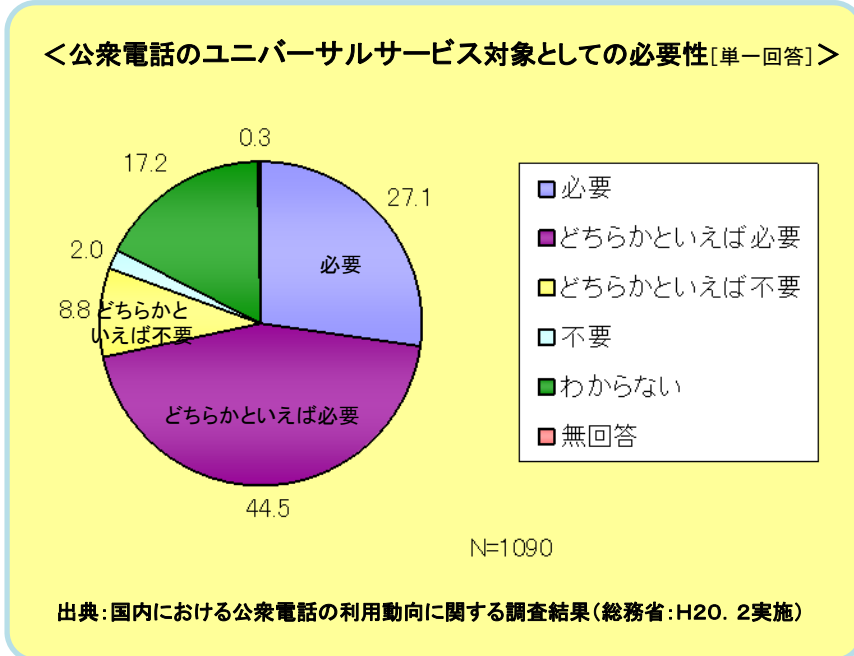
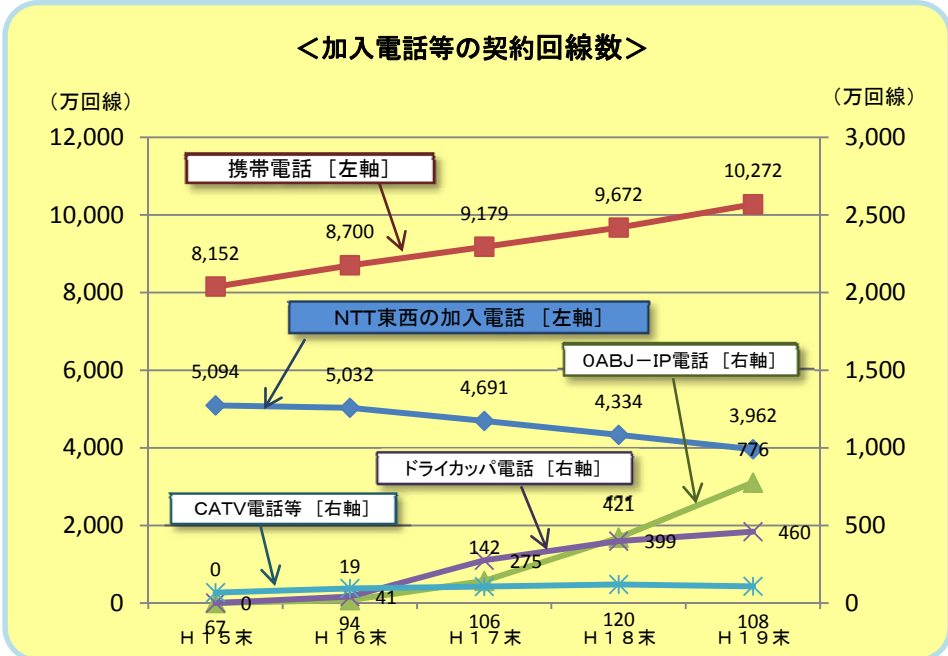
- 消費者保護方策
- 支援機関

II 2010年代初頭以降におけるユニバーサルサービス制度の在り方について(課題整理)

- 光IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスに関する、2010年代初頭以降の普及状況を踏まえた方向性・課題の整理

検討項目

- (1) 加入電話 加入電話の加入者が過半と想定される、加入電話の取扱い
- (2) 公衆電話 屋外における通信手段が多様化する中での第一種公衆電話の必要性等の変化等



検討状況

- 今回の検討の対象としている3年間(平成21、22、23年度)においては、制度の運用開始当初から大きな状況の変化も認められないことから、ユニバーサルサービスの範囲について、現行のユニバーサルサービス制度を維持すべきと考えられるのではないかと。
- 第一種公衆電話は、携帯電話の普及等によって更に需要が減少する可能性が見込まれる状況ではあるが、携帯を持たない高齢者・子供の利用や緊急時・災害時の利用等、屋外における最低限の通信手段としての位置づけることが適当であり、引き続きこれをユニバーサルサービス制度による補てんの対象とすべきではないかと。

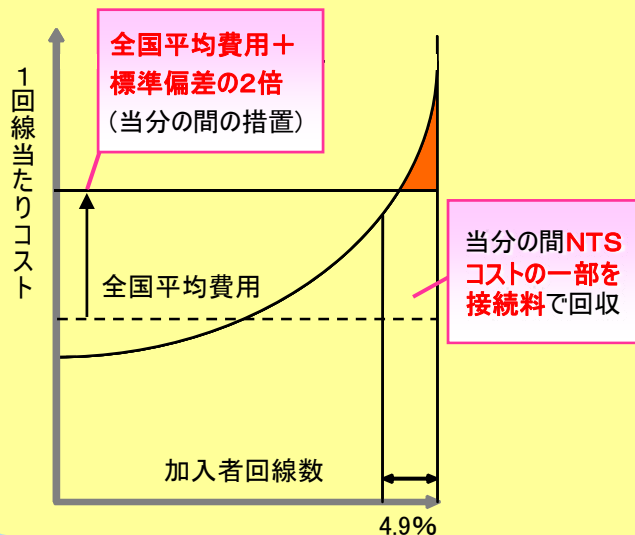
検討項目

- (1) 利用者負担を抑制する観点からのコスト算定方法の考え方
- (2) 接続料との関係
- (3) 市場環境変化等を踏まえた、加入電話等のコストの算定方法の見直し

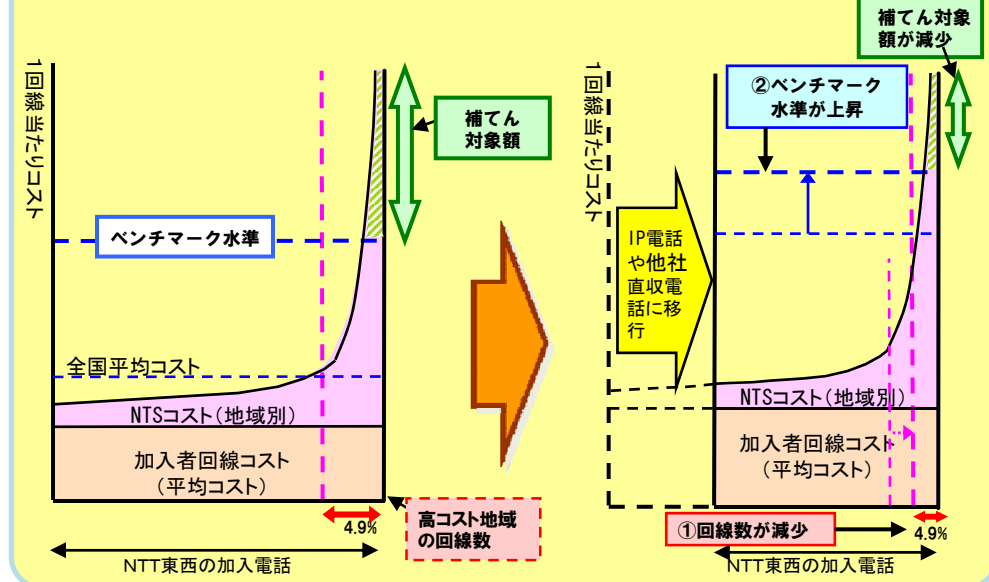
FRT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入措置に伴う、利用者負担の抑制、接続料水準への影響

都市部の加入電話契約者数の減少の結果、補てん対象額が減少することについての考え方

<コスト算定方法(H19見直し後)>



<加入電話回線数の減少に伴う補てん対象額への影響>



検討状況

○ (1)(2)について、平成19年見直し前の算定方式(ベンチマーク水準:全国平均費用)と見直し後の現行方式(ベンチマーク水準:全国平均費用+2σ)のそれぞれの場合等について、今後3年間の補てん対象額、番号単価、接続料水準の予測値を試算し、検討を行った。現行方式の場合、補てん対象額は低減傾向にあり利用者負担は大きくならない見込みであり、また、制度の安定性が確保できることから、今後3年間については、引き続き、現行方式を継続することが適当であると考えられるのではないかと。

○ (3)については、10月上旬開催予定の委員会で引き続き検討予定。

検討項目

- | | | |
|---------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) コストの負担方法（拠出方法）の見直し</p> <p>(2) 利用者転嫁</p> <p>(3) コスト負担事業者の範囲の見直し</p> | } | <p>電気通信番号ベースによる拠出は、外形的な把握が容易、検証可能性・簡素性が高い仕組みである一方で、利用者転嫁が行われやすい点の考え方</p> <p>電気通信番号を有していない中継系事業者の負担についての考え方、10億円超基準の見直し</p> |
|---------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

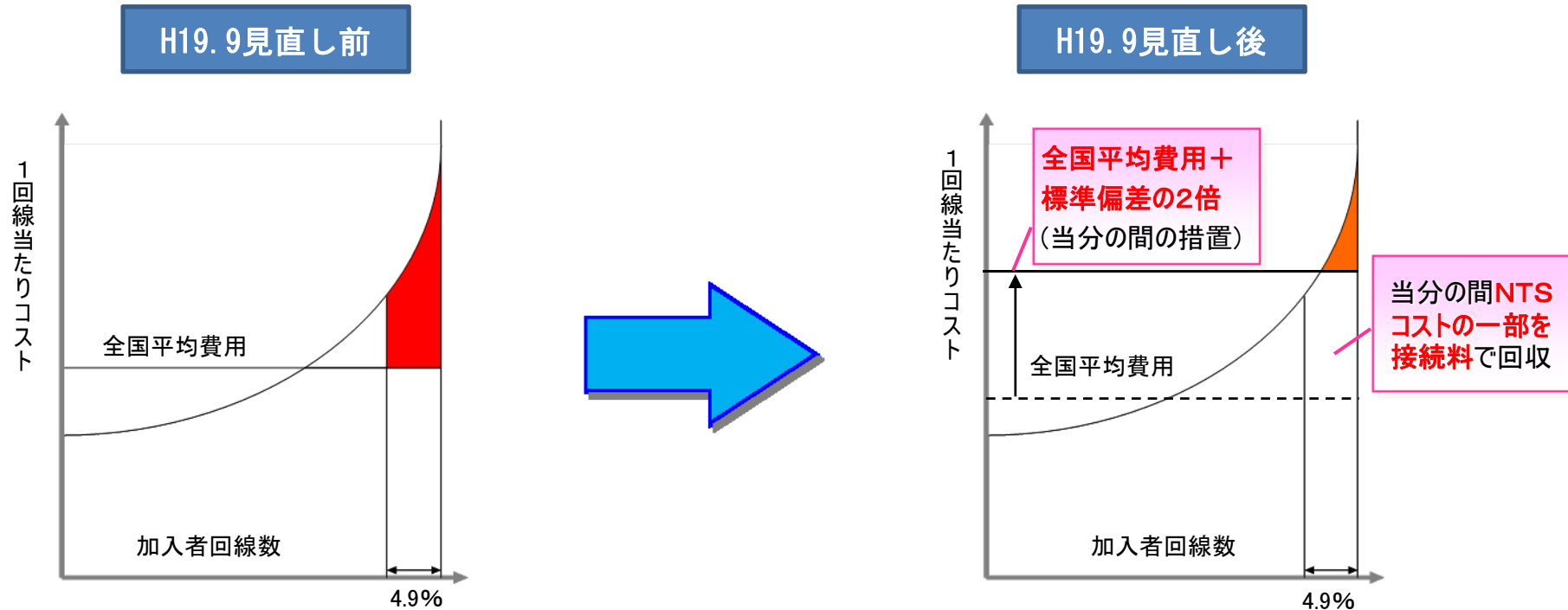
<各コスト負担方式の比較>

	①番号ベース	②収益ベース (総売上ベース)	③通信量ベース (NTT東西PSTNへの着信回数or時間)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 番号数の増減が受益度を測るのに適当。 ■ 外形的な把握が可能であり、検証可能性、簡素性に優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高の外形的把握も比較的容易であり、検証可能性、簡素性の観点においても優れている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ①②に比べ、より受益度に即した負担割合を算定可能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継系事業者も負担対象とすることが可能 ・ 携帯電話事業者も受益(利用数等)に応じた負担に(負担割合が減少する可能性)。 ■ 収益ベースのような外形的な把握は現在ではできないが、報告(※)を求めることで対応可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中継系事業者も受益しているが、負担対象から除外。 ■ (番号単価の設定を通じて)利用者転嫁が行われやすい仕組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 音声伝送と関係が希薄な専用線等の収益もカウントされ、受益度の観点から課題。 ■ 事業者ごとに全体の収益に占める専用線等の割合が大きく異なり、安定的な相関関係がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 負担事業者に新たな対応費用が発生するおそれ。 <p>※ 各事業者からNTT東西へのPSTN着信呼の把握は可能(但し、加入電話着信呼かISDN着信呼かの識別は困難である模様)。</p>
対象事業者	利用者に電気通信番号を付与する電気通信事業者	一定の収益がある電気通信事業者	NTT東西PSTN網にトラフィックを疎通させる電気通信事業者

検討状況

- (1)(2)について、平成17年答申の3つの視点(競争中立性、検証可能性、簡素性)を踏まえ、電気通信番号ベース、通信量ベース及び双方の併用方式の3方式について、H19の見直し前後の各コスト算定方式ごとに今後3年間の補てん対象額等の予測値の試算を行い、検討を行った。制度の安定性の観点から、現行の番号ベースを継続することが適当であると考えられるのではないかと。
- (3)について、中継事業者については、現行の電気通信番号ベースの負担方法においても、H19年度の算定方法の見直しに伴い、FRT-GC間伝送路コストの接続料分を負担していることから、既に応分の負担をしていると考えられるのではないかと。また、10億円超基準については、収益が10億円以下の10社の収益や稼働番号数の状況を踏まえ検討すべきではないかと。

加入電話のコスト算定の仕組み



FRT-GC間伝送路コストの負担割合

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
基本料	0%	20%	40%	60%	80%	100%
接続料	100%	80%	60%	40%	20%	0%

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
基本料	0%	20%	40%	60%	60%	40%	20%	0%
接続料	100%	80%	60%	40%	40%	60%	80%	100%

1 検討方法

- 「コスト算定」の方法としては、これまで、次の2種類の方法を採用。
 A:ベンチマーク=全国平均費用、FRT-GC間伝送路コストを基本料費用とする方法
 B:ベンチマーク=全国平均費用+2σ、FRT-GC間伝送路コストを接続料費用に付け替える方法
- 「コスト負担」の方法としては、現行の番号ベースを含め、次の3種類の方法が考えられるところ。
 - ①:番号ベース
 - ②:通信量ベース
 - ③:ハイブリッド(番号ベース+通信量ベース)
- 以上の「コスト算定」、「コスト負担」の各方法を組み合わせると、平成21年度(認可年度)以降の3年間のコスト算定・負担方法として考えられるのは、右記の案1～案6のとおり。
- さらに、Bと①を組み合わせる方法について、接続料水準の上昇への影響を考慮し、FRT-GC間伝送路コストの接続料の付け替えを50%に留める方法(案7)も考えられるところ。
 ※都市部における加入電話契約者の減少に伴う補てん額の減少に対するIP補正の必要性については、別途検討(IP補正を行う場合、補てん対象額は後述の試算値より増加)。

	コスト算定方法	コスト負担方法	備考
案1	・全国平均費用 ・FRT-GC間伝送路コスト⇒基本料費用	番号	H18年度認可
案2		通信量	
案3		番号+通信量	
案4	・全国平均費用+2σ ・FRT-GC間伝送路コスト⇒接続料費用	番号	H19,20年度認可
案5		通信量	
案6		番号+通信量	
案7	・全国平均費用+2σ ・FRT-GC間伝送路コスト⇒50%ずつ折半	番号	

2 試算結果の一例

【案4】「全国平均費用+2σ」 & 番号ベース

補てん対象額等の予想推移

認可年度	H21年度	H22年度	H23年度
補てん対象額+支援業務費(注1)	174-184億円	144-164億円	114-124億円
【参考】番号単価(注2)	8円	7円	5-6円
適用年度	H20年度	H21年度	H22年度
【参考】GC接続料水準(3分間通話)	4.53円	4.2-4.5円	4.7-5.3円

メリットとデメリット

メリット	デメリット
●番号単価の設定を通じて、利用者転嫁が行われるとしても、補てん対象額は今後減少基調にあることから、 利用者の負担は大きくならない見込み。	■暫定措置のFRT-GC間伝送路費用の接続料費用への付替えが継続されるため、 接続料水準が上昇。

(注1) 加入電話は前回の予測値。公衆電話・緊急通報の補てん対象額及び支援業務費は、平成19年度認可実績値を使用。
 (注2) 稼働電気通信番号総数は、平成20年4月末時点の数値を使用。

検討項目

- 消費者保護方策 消費者等に対するユニバーサルサービス制度の周知広報の充実
- 支援機関 支援機関の活動に関する情報公開等の充実

<支援機関による説明会・施設見学会の様相(H20.8)>



<通信料金請求書同封物 (例: NTT東日本(H19.12))>

「ユニバーサルサービス料」変更のお知らせ

NTT東日本では、山間地や離島などの高コスト地域を含む日本全国で提供しているユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報の電話サービス)を維持していくため、その赤字の一部について今年度からユニバーサルサービス基金制度による支援を受けております。この支援に必要な費用を賄うために、お客様にご利用の電話番号に応じて「ユニバーサルサービス料」をご負担いただいております。

ユニバーサルサービスは、携帯電話やIP電話の普及拡大及び計算機の高い都市圏を中心とした他事業者が提供する固定電話サービスとの競争の激化により、収益の減少が続いております。こうした中、弊社では一層の経営効率化に取り組み、コスト削減を高めることで収益の減少による収支の悪化を補うよう努力しておりますが、従来経費として競争事業者が負担してきた交換機コストの一部を基本料で負担するよう見直し制度変更に伴う費用の増加(平成17年度からの2年間で基本料費用が363億円増加)により、ユニバーサルサービスの収支が悪化しており、平成18年度で▲466億円の赤字となっております。

このようにユニバーサルサービスを確保していくために必要な費用が増加する中で、「ユニバーサルサービス料」によるお客様のご負担が増加していくことが見込まれることから、お客様のご負担を抑制することを目的に支援額の算定方法が見直しされ、今年度から支援額が変更されることになりました。

これに伴い、支援に必要な費用を賄うための1電話番号当りの負担額(番号単価)が平成20年1月から月額6円に変更されることから、現在お客様にご負担いただいている「ユニバーサルサービス料」についても変更することとなりました。

※本通知の取組の進捗状況については、本サイトに掲載するほか、平成20年3月の年報に掲載いたします。

＜ユニバーサルサービス料変更の内容＞

料金種別	現行	変更後
①料金額	ユニバーサルサービス料* 7円(税込7.35円)	6円(税込6.3円)

①料金額
ユニバーサルサービス料* 7円(税込7.35円) 6円(税込6.3円)

*1 ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス維持費(NTT「ユニバーサルサービス」)と、NTT東日本が提供するユニバーサルサービス維持費(NTT「ユニバーサルサービス」)とを合わせた金額です。また、ユニバーサルサービス維持費(NTT「ユニバーサルサービス」)は、加入電話、公衆電話、緊急通報の電話サービスに適用されます。また、ユニバーサルサービス維持費(NTT「ユニバーサルサービス」)は、加入電話、公衆電話、緊急通報の電話サービスに適用されます。また、ユニバーサルサービス維持費(NTT「ユニバーサルサービス」)は、加入電話、公衆電話、緊急通報の電話サービスに適用されます。

②実施時期 平成20年3月1日(水)より実施します。

③その他 支援額が変わる番号単価については、社団法人電気通信事業者協会ホームページ(<http://www.tca.or.jp/universalservice/>)において公表されています。

NTT東日本は、今後も日本全国におけるユニバーサルサービスの維持のために、積極的な企業努力を続けてまいります。

http://www.ntt-east.co.jp/aboutus/univ.html

固定電話回線数の推移

携帯電話やIP電話の一層の普及拡大により固定電話の減少が続いています。一方、計算機の高い都市圏を中心とした競争事業者が提供する固定電話が増加しています。

競争事業者が提供する固定電話回線数の推移

平成18年度に実施したNTT東日本の経営効率化

平成18年度についても、一層の経営効率化に取り組み、コスト削減に努めており、平成12年度からの6年間で約▲7,900億円の費用削減が実現しています。

平成18年度におけるNTT東日本のユニバーサルサービス収支の現状

経営効率化に取り組み、収益の減少による収支の悪化をコスト削減で補うよう努力しておりますが、従来経費として競争事業者が負担してきた交換機コストの一部(NTSコスト)の負担方法の変更に伴う費用の増加により、平成18年度におけるユニバーサルサービス収支は▲466億円の赤字となっております。

*NTSとは、Non-Traffic Switching Cost(交換機コスト)を指し、競争事業者が負担するべきコストと見なされています。平成17年度から5年間のNTS増額料金の請求と支払いが導入されており、平成18年度は、NTSコスト全体の5分の1の増額料金を、競争事業者に請求しております。

サービス	平成17年度		平成18年度	
	収支(億円)	変更後(億円)	収支(億円)	変更後(億円)
加入電話・公衆電話	6,217億円	6,477億円	▲202億円	▲600億円
第一種公衆電話(市内・長途通話)	15億円	▲27億円	15億円	▲27億円
緊急通報	9億円	▲27億円	9億円	▲27億円
計	6,232億円	6,527億円	▲466億円	▲654億円

▲172億円の収支悪化

検討状況

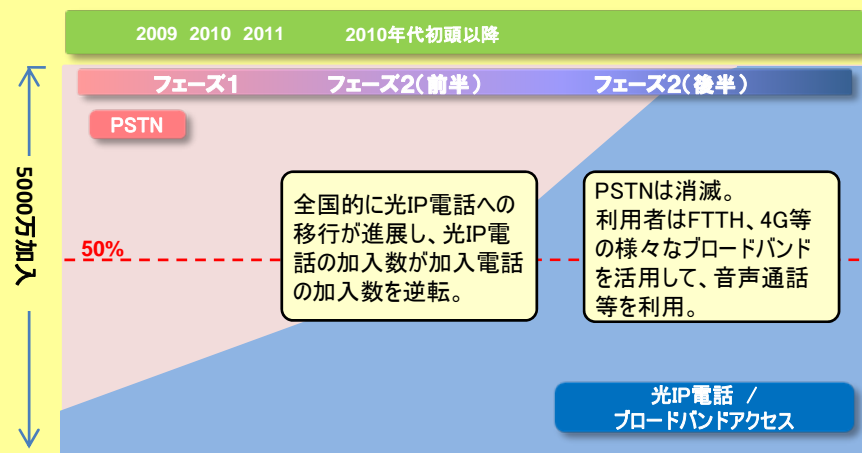
○ 国(総務省)、支援機関、負担対象事業者は、それぞれの立場で、消費者保護の観点に立ち、ユニバーサルサービス制度の周知広報に取り組んでいるところであるが、引き続き、各機関は消費者の理解に資するかたちで各々の取組を進めていく必要があるのではないか。

検討項目

■光IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスの普及状況を踏まえた方向性・課題の整理

- フェーズ2(前半) 光IP電話をユニバーサルサービスに加える必要性、適格電気通信事業者の要件等について
- フェーズ2(後半) いわゆる「ユニバーサルアクセス」の具体的範囲、対象ネットワーク、適格アクセス事業者の要件等について

＜2010年代初頭以降の状況＞



＜ユニバーサルアクセスのイメージ＞



検討状況

- フェーズ2(前半)における課題としては、①PSTNからIP網への具体的移行計画の早期公表の必要性、②PSTNとIP網が併存している時の光IP電話部分のコスト算定方式の検討、③光IP電話への移行が具体化した場合、消費者等に対する早期周知の徹底、④携帯電話等の移動系サービスの検討、等が考えられるのではないかと。
- フェーズ2(後半)における課題としては、①ユニバーサルアクセスの範囲、②公設民営方式等で整備したネットワークを対象に含める場合のコスト分析方法、③適格アクセス事業者の市場撤退の場合の対処、④基金の適正規模の検討、等が考えられるのではないかと。

今後の検討スケジュール(案)

	2008年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
電気通信事業政策部会	▲ 22 諮問	合同公開ヒアリング 2回 (5月27日、6月9日)				▲ 30 検討状況報告	▲ 答申案	意見招請	▲ 答申
ユニバーサルサービス政策委員会		▲ 9 自由討議		▲ 24 論点整理	▲ 15 各論検討①(コスト算定・負担①)	▲ 24 各論検討②(コスト算定・負担②)	▲ 4 各論検討③ 〔IP補正①〕	▲ 16 各論検討④ 〔その他 フェーズ2〕	▲

※上記日程は、検討状況等により変動が有る。